

防犯灯設置等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、夜間の街頭犯罪の防止を図り、安全で安心なまちづくりに資することを目的に、西宮市が行う防犯灯の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、次の各号に定めるところによる。

- 1 公道とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 道路法（昭和27年法律第180号）に定める道路
 - (2) 西宮市法定外道路管理条例（平成13年西宮市条例第25号）第2条第1項に定める法定外道路
 - (3) 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）に基づき、西宮市が国から譲与を受けた里道（以下「里道」という。）
 - (4) 上記のほか、国又は地方公共団体が管理するもので、市長が認めたもの
- 2 自治会とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他の西宮市が行う「地域自治団体調査」に基づく届出をしている団体をいう。ただし、それらの団体で構成される連合体は除く。
- 3 自治会等の団体とは、自治会、西宮防犯協会、甲子園防犯協会その他の西宮市内の地域団体であって、地域防犯に携わる団体として市長が認める団体をいう。
- 4 公衆街路灯とは、防犯灯、道路照明灯、公園灯その他の終夜にわたり点灯している照明をいう。

(設置基準等)

第3条 防犯灯は、防犯灯ESCO事業の範囲内において市長が定める数を上限とし、次の各号のいずれにも該当する場合に設置する。

- (1) 多くの地域住民が日常的に通行し、かつ、防犯灯の設置により防犯上の監視性が高まる場所であること。
 - (2) 次に定める要件に該当しないこと。ただし、既に市が管理する防犯灯の更新はこの限りではない。
 - ア 袋小路の私道
 - イ 田畑、駐車場や集合住宅の敷地内道路
 - ウ 上記のほか一部または特定の者の防犯のための場所と市長が判断するもの
 - (3) 公道を照らすこと。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。
 - (4) 設置場所が4メートル先の人の挙動、姿勢等を識別できる照度（鉛直面照度0.5ルクス）が確保できていない場所であること。
 - (5) 防犯灯を設置しようとする地点周辺の住民又は土地所有者の合意が得られたものであること。
- 2 防犯灯は、関電柱又はNTT柱に共架することにより設置する。ただし、既に市が管理し、かつ、鋼管柱により設置する防犯灯を更新し、又は、次の各号のいずれにも該当する場合にあっては、鋼管柱により防犯灯を設置するものとする。
 - (1) 関電又はNTTより共架が認められる電柱がないこと。
 - (2) 公道上に設置されるもの。
 - (3) 電力供給のためのポール等の設置が不要であり、かつ、関電柱より電力供給を受けることができること

- (4) 設置する場所に次の設置障害がないこと
- ア 崖・急な斜面など設置困難な状況
 - イ 樹木等の繁茂
 - ウ 柵・フェンスなど他の設置物
 - エ 水道管・ガス管など地下埋設物

(設置仕様)

第4条 防犯灯の設置にあたっては、次の各号のとおりとする。

- (1) 防犯灯の灯具の最下端は、地上4.5メートル以上（歩道においては、3.5メートル以上）とする。
- (2) 車道と歩道が分離している場合は、原則として歩道を照明する。
- (3) 前条第2項の規定による鋼管柱は、概ね、全長6メートル、直径9センチメートルのストレートタイプ（キャップ付き）とする。

(要望の申出方法)

第5条 防犯灯の新設、移設及び廃止の要望は、自治会等の団体ごとに、次の各号に基づき申し出ることとする。

- (1) 要望する者は自治会等の団体の長とし、当該要望を取りまとめるものとする。
- (2) 要望場所（移設の場合は現在の場所を含む。以下同じ。）は当該自治会等の団体の区域内のものとする。
- (3) 申出の前に、要望場所周辺の住民又は土地所有者の合意を得るものとする。
- (4) 市が行う要望内容の確認等に協力するものとする。

2 前項の手続きは、市長の定める様式を用いて提出しなければならない。

(開発行為等による移管)

第6条 市は、開発行為等の事前協議に基づき、当該行為者の設置した防犯灯の所有権を移管受けすることができる。

2 前項の規定による防犯灯の所有権の移管受け等に係る基準等については、別に定める開発事業における防犯灯の設置基準等に関する要綱による。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定める。

付 則

(実施期日)

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

(実施期日)

この要綱は、平成30年5月1日から実施する。

付 則

(実施期日)

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

(実施期日)

この要綱は、令和3年9月1日から実施する。